

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため次の通り「一般事業主行動計画」を策定しました。

### 1、計画期間

2024年10月1日～2026年9月30日までの2年間

### 2、内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

#### 〈対策〉

2024年10月～ 各部署でいつでも閲覧できるように規程類を常備。  
相談窓口の設置を周知する。

目標2：配偶者が出産した男性従業員の育児休業取得率の向上を推進する。

#### 〈対策〉

2024年10月～ 対象従業員を把握した場合に制度の周知を行う。